

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられ、地方消費税率についても100分の25（消費税5%のうち1%）から63分の17（消費税8%のうち1.7%）に引き上げられました。また、令和元年10月1日より消費税率が10%へ引き上げられ、地方消費税率についても78分の22（消費税10%のうち2.2%（標準税率）1.76%（軽減税率））へ引き上げられました。

これに伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充当します。

歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

予算科目			内容	決算額
7 款 地方消費税交付金	1 項 地方消費税交付金	1 目 地方消費税交付金	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	497,713
計				497,713

歳出 (単位：千円)

予算科目			事業費	財源内訳			地方消費税交付金（社会保障財源化分） 充当可能経費
				国県支出金	その他	一般財源	
3 款 民生費	1 項 社会福祉費	1 目 社会福祉総務費	260,803	86,023		174,780	174,780
		3 目 障害者福祉費	177,245	39,207	18,989	119,049	119,049
		4 目 老人福祉費	1,100,973	123,638	23,093	954,242	954,242
		6 目 障害者自立支援費	718,587	515,129		203,458	203,458
	2 項 児童福祉費	2 目 児童手当費	609,220	533,746		75,474	75,474
		3 目 母子福祉費	306,009	59,875	14,056	232,078	232,078
		7 目 児童発達支援費	244,042	186,220		57,822	57,822
4 款 衛生費	1 項 保健衛生費	2 目 予防費	11,550			11,550	11,550
計			3,428,429	1,543,838	56,138	1,828,453	1,828,453

※ 歳出事業費は扶助費、繰出金に要する経費